

療育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

療育センター条例施行規則（昭和51年岩手県規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(診療科名)</p> <p>第3条 センターの診療科名は、小児科、整形外科、神経内科、泌尿器科、<u>精神科</u>及び歯科とする。</p>	<p>(診療科名)</p> <p>第3条 センターの診療科名は、小児科、整形外科、<u>児童精神科</u>、神経内科、泌尿器科、<u>眼科</u>、耳鼻咽喉科、<u>リハビリテーション科</u>及び歯科とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成30年1月5日から施行する。